

SBSSPE=217.201+1.234*(EPBPR*EPBA/1000000000)-1160.833*D94-1748.094*D95
 (2.978) (88.318) (-4.624) (-6.706)
 -2014.415*D96-2844.663*D97
 (-7.572) (-10.101)
 Adjusted R-squared : 0.998、DW : 0.845、期間: 1970 1997

[厚生老齡年金一人当たり受給額]

EPBPR=-238809.551+50105.558*(WS(-1)/EF(-1))-129272.246*D88-165407.784*D89
 (-8.077) (56.422) (-2.725) (-3.478)
 Adjusted R-squared : 0.992、DW : 1.600、期間: 1972 1997

[厚生老齡年金受給者数]

EPBA=-3911653.113+0.569*POP65+492681.968*D87+699903.066*D88+886381.086*D89
 (-39.781) (73.397) (3.690) (5.231) (6.603)
 +486108.332*D97
 (3.339)
 Adjusted R-squared : 0.996、DW : 0.992、期間: 1970 1997

[社会保障給付国民年金]

SBSSPN=799.358+1.138*(NPBPR*NPBA/1000000000)
 (7.587) (35.474)
 Adjusted R-squared : 0.981、DW : 0.181、期間: 1972 1997

[国民老齡年金一人当たり受給額]

NPBPR=-27088.038+10597.427*(WS(-1)/EF(-1))+37638.429*D93+78944.611*D94
 (-3.144) (37.521) (2.893) (6.058)
 +89084.652*D95+104063.514*D96+111759.297*D97
 (6.792) (7.937) (8.490)
 Adjusted R-squared : 0.981、DW : 0.181、期間: 1972 1997

[国民老齡年金受給者数]

NPBA=-827447.887+0.200*POP65+0.799*NPBA(-1)
 (-1.993) (3.136) (11.271)
 Adjusted R-squared : 0.993、DW : 0.783、期間: 1973 1997

(3) 医療保険

[社会保障負担医療保険]

SSCM=-7.772+1.000*(SSCMPEP*TP/1000000000)
 (-0.653) (925.155)
 Adjusted R-squared : 0.999、DW : 0.664、期間: 1970 1999

[一人当たり社会保障負担医療費]

SSCMPEP=-14710.863+5.702*(WS*REME/100)-600.921*(POP2064/TP)
 (-0.398) (48.908) (-0.009)
 +214907.068*(POP65/TP)-3019.497*D97
 (6.324) (-2.847)
 Adjusted R-squared : 0.999、DW : 1.190、期間: 1970 1999

[国民医療費推計額]

MENA=MENAOTH+MENAAGE

[老人医療費]

MENAAGE=-6787.493+0.0009*POP65
 (-50.358) (85.727)
 Adjusted R-squared : 0.997、DW : 0.381、期間: 1973 1997

[その他の医療費]

$$\text{MENAOTH} = -13569.226 + 0.00015 * (\text{TP-POP65}) + 569.205 * \text{TIME}$$

(-2.358) (2.777) (32.056)

Adjusted R-squared : 0.990、DW : 0.411、期間: 1973 1997

[社会保障給付医療保険]

$$\text{SBSSM} = -784.228 + 0.995 * (\text{MENA} * (1 - \text{RME}/100))$$

(-6.691) (129.379)

Adjusted R-squared : 0.998、DW : 0.414、期間: 1971 1997

(4) 労働保険

[社会保障負担労働保険]

$$\text{SSCL} = -7088.727 + 0.0158 * \text{YWHC} + 0.298 * \text{EF} + 3.492 * \text{SELFE}$$

(-4.009) (6.930) (0.852) (7.253)

Adjusted R-squared : 0.985、DW : 0.718、期間: 1970 2000

[社会保障給付労働保険]

$$\text{SBSSL} = 82.391 * (\text{WS}(-1) / \text{EF}(-1)) + 2.564 * (\text{RFM1564} + \text{RFF1564} - \text{NE}) - 450.905 * \text{D85T90}$$

(26.3534) (4.853) (-7.187)

$$-454.712 * \text{D91T93} + 521.664 * \text{D98}$$

(-5.713) (4.062)

Adjusted R-squared : 0.980、DW : 1.145、期間: 1971 1998

[社会保障負担]

$$\text{SCSS} = \text{SSCL} + \text{SSCP} + \text{SSCM}$$

[社会保障給付]

$$\text{SBSS} = \text{SBSSP} + \text{SBSSM} + \text{SBSSL}$$

《資料3：変数表リスト》

1. 内生変数

CBG	中央政府貯蓄投資差額
CGBL2	中央政府長期債券
CGBL2SD	中央政府長期債券残高
CGPI2	中央政府財産所得経常支払
CGSA	中央政府社会扶助金
CHPDTO	直接税（その他税）
CHPDTY	直接税（所得税）
CIG	中央政府総固定資本形成
CITCP	消費税
CLAEG	中央政府土地の購入（純）
CLOGT2	中央政府から地方政府への経常移転
COGT3	中央政府への一般政府部門からその他資本移転（純）
CP	実質民間最終消費支出
CPD	民間最終消費支出デフレーター
CPN	名目民間最終消費支出
CSB	中央政府補助金
CSG	中央政府貯蓄
CSOGT2	中央政府から社会保障基金への経常移転
CTD	中央政府直接税
CTDCP	法人税
CTDI	所得税
CTDO	その他直接税
CTI	中央政府間接税
CTICP	消費税（SNA ベース）
CTIO	その他間接税
DBRATE	国債費・歳出比率
DBTRGDP	中央政府長期債券残高・GDP 比率
DEBTEXPC	国債費
DRT	中央政府直接税収入
EERATE	一般歳出・歳出比率
EF	雇用者数
EPBA	厚生老齢年金受給者数
EPBPR	厚生老齢年金一人当たり受給額
EPIP	厚生年金加入者
EPPR	厚生年金一人あたり負担
ER	有効求人倍率
EXPCICSNA	公共事業関係費（SNA ベース）
EXPGAC	一般会計歳出
EXPGLS	地方交付税を除いた地方への歳出
EXPSSCSN	社会保障関係費（SNA ベース）
EXPTGL	地方交付税交付金
EXPTOSNA	中央政府単独の歳出（SNA ベース）
EY	営業余剰
GBG	一般政府貯蓄投資差額
GBGGDP	一般政府貯蓄投資差額対 GDP 比率
GC	実質政府最終消費および公的資本形成
GCN	名目政府最終消費および公的資本形成
GDP	実質国内総生産
GDPD	国内総生産デフレーター

GDPN	名目国内総生産
GFC	一般政府消費支出
GGBL2	一般政府長期債券
GGBL2GDP	一般政府長期債券対 GDP 比率
GGBL2SD	一般政府長期債券残高
GGBL2SDGDP	一般政府長期債券残高対 GDP 比率
GGLG2	一般政府市中借入金
GGLG2SD	一般政府市中借入金残高
GIG	一般政府総固定資本形成
GIGGDP	一般政府総固定資本形成対 GDP 比率
GSG	一般政府貯蓄
HP	実質民間住宅投資
HPD	民間住宅投資デフレーター
HPN	名目民間住宅投資
HRS	総実労働時間指数 (2000年=100)
INDRT	間接税収入
INTGB	国債利回り(10年もの)
IP	実質民間企業設備・在庫投資
IPD	民間企業設備・在庫投資デフレーター
IPN	名目民間企業設備・在庫投資
ISRGP	中央政府貯蓄投資差額対 GDP 比率
IZONDO	国債依存度
KH	民間住宅ストック
KP	民間企業設備資本ストック
LBG	地方政府貯蓄投資差額
LDBTRGDP	地方政府長期債券残高対 GDP 比率
LGBL2	地方政府長期債券
LGBL2SD	地方政府長期債券残高
LGLP	地方政府市中借入金
LGLPSD	地方政府市中借入金残高
LGLPSDGP	地方政府市中借入金残高・GDP 比率
LGPI2	地方政府財産所得経常支払
LGSA	地方政府社会扶助金
LIG	地方政府総固定資本形成
LISRGDP	地方政府貯蓄投資差額・GDP 比率
LLAEG	地方政府土地の購入(純)
LOGT1	一般政府部門からのその他経常移転
LOST2	地方政府の他部門へのその他経常移転
LRLBGL2	地方債
LRT	地方税収入
LSB	地方政府補助金
LSG	地方政府貯蓄
LTD	地方政府直接税
LTJ	地方政府間接税
LTICO	法人事業税(間接税, SNA ベース)
LTIO	地方政府その他間接税収(SNA ベース)
ME	実質財貨サービス等輸入
MED	財貨サービス等輸入デフレーター
MEN	名目財貨サービス等輸入
MENA	国民医療費推計額
MENAAGE	老人医療費
MENAOTH	その他の医療費
NE	就業者
NPBA	国民老齢年金受給者数

NPBPR	国民老齢年金一人当たり受給額
NPIP	国民年金加入者
NPIP12	国民年金加入者（うち第1, 2号）
NPIP3	国民年金加入者（うち第3号）
NPPR	国民年金一人あたり負担
NWF1564	15歳から65歳までの失業者数（女性）
PEND1	旧法年金制度ダミー（～85年=1, 他の年=0）
PME	日米相対価格
POP014R	14歳以下人口比率
POPDR	従属人口比率
POPUG5	64歳以下人口
PROD	労働生産性
PSVR	民間貯蓄率
R3IND	第三次産業生産比率
REVC	歳入
RF	労働力人口
RFF****	女子労働力人口 **～**歳
RFM****	男子労働力人口 **～**歳
RIINT	実質金利(企業設備)
RLFF****	女子労働力率 **～**歳
RLFF65	女子労働力率 65歳以上
RLFM****	男子労働力率 **～**歳
RLFM65	男子労働力率 65歳以上
RPS	公債金収入
RREPLACE	厚生老齢年金一人当たり受給金/現金給与比率
SBG	社会保障基金貯蓄投資差額
SBSS	社会保障給付
SBSSL	社会保障給付労働保険
SBSSM	社会保障給付医療保険
SBSSP	社会保障給付年金
SBSSPE	社会保障給付厚生年金
SBSSPN	社会保障給付国民年金
SCSS	社会保障負担
SELFE	雇用者除く就業者
SGPI1	社会保障基金財産所得経常受取
SIG	社会保障基金総固定資本形成
SLAEG	社会保障基金土地の購入（純）
SNL	社会保障基金資金過不足
SSCL	社会保障負担労働保険
SSCM	社会保障負担医療保険
SSCMPER	一人当たり社会保障負担医療費
SSCP	社会保障負担年金
SSCPE	社会保障負担厚生年金
SSCPN	社会保障負担国民年金
SSG	社会保障基金貯蓄
SSSA	社会保障基金資金過不足残高
TIME	タイムトレンド
UCH	住宅ストック使用者費用
UCI	民間企業設備使用者費用
URF	女子失業率
URM	男子失業率
WPIDM	国内卸売物価指数
WS	現金給与
XE	実質財貨サービス等輸出

XED	財貨サービス等輸出デフレータ
XEN	名目財貨サービス等輸出
YD	家計可処分所得
YWHC	雇用者所得
YWHCEF	雇用者1人当たりの所得
2. 外生変数	
CCCAG	中央政府固定資本減耗
CCGPI2	ダミー付き中央政府財産所得経常支払
CFC	中央政府最終消費支出
CFT	中央政府その他の資本移転(純)
CGPI1	中央政府財産所得経常受取
CHPO	その他家計支払い(その他)
CIGLR	中央から地方への資本移転比率
CSBR	中央政府・補助金対GDP比
CU	稼働率
D**	時点ダミー (**年=1, 他の年=0)
D**T**	区間ダミー (**~**年=1, 他の年=0)
D**T**TIME	区間タイムトレンド (**~**年)
DBTSC12	国債および借入金償還
DBTSC3	国債利子など
DBTSC4	国債事務取扱費
DH	民間住宅資本減耗
DNPIP3	国民年金加入者第3号ダミー
DP	民間企業設備資本減耗
DUMMY	公共事業関係費ダミー
EXPCIC	公共事業関係費
EXPSSC	社会保障関係費
EXPTO	その他の一般会計歳出
EXR	東京外国為替相場
GCD	政府最終消費および公的資本形成デフレータ
GCDIFF	実質政府最終消費および公的資本形成ダミー
HOIKU	保育所キャパシティ
HS	家計貯蓄
INTGBW	ウェイト付き国債金利
KOUMIN	公務員数
LCCAG	地方政府固定資本減耗
LELIG	地方政府普通建設事業費
LFC	地方政府最終消費支出
LFT	地方政府その他の資本移転(純)
LGPI1	地方政府財産所得経常受取
LKOUMIN	地方公務員数
LLGPI2	地方政府財産所得
LSBR	地方政府補助金対GDP比
LSOGT2	地方政府から社会保障基金への経常移転
M2CD	貨幣供給量(M2+CD)伸び率
PLAND	全国市街地地価指数
POP014	14歳以下人口
POP65	65歳以上人口
POP65R	65歳以上人口比率
POPF****	年齢階層別人口(女**~**歳)
POPM****	年齢階層別人口(男**~**歳)
R3IND	第三次産業就業者比率

REME	医療保険掛け金率（本人および使用者）
REP	厚生年金保険料率
RHSPF	女子高校進学率
RME	患者医療費負担比率
RNP	国民年金保険料月額
RUPF	女子大学等進学率
RUPM	男子大学等進学率
SCCAG	社会保障基金固定資本減耗
SCOGT2	社会保障基金から中央政府への経常移転
SFC	社会保障基金最終消費支出
SFT	社会保障基金その他の資本移転（純）
SLOGT2	社会保障基金から地方政府への経常移転
SOGT3	社会保障基金への一般政府部門からその他資本移転（純）
TP	総人口
TWM	実質世界貿易
USPPI	米・生産者価格指数
YWHCO	その他家計受取

要約

1 ベース経済

本モデルは大きく分けて、以下のブロックから成り立っている。

①マクロ経済ブロック

実質経済成長率をはじめ基本となる経済環境を決定し、以下の3つのブロックとのリンクをする中枢部分の機能を担っている。

②労働市場ブロック

国立社会保障・人口問題研究所の2002年中位推計をもとに将来の労働力人口を推計する。マクロ環境や社会保障の状況などの変数に従って労働力率などが規定される結果、労働供給が決定される基本構造である。

③財政ブロック

中央・地方政府の財政収支および、一般会計ベースでの歳出、歳入予算、さらには中央、地方の公的債務累積状況などが計算しうるようモデルが構築されている。それにより、マクロ経済や社会福祉との相互作用を統合的に把握することが可能である。

図表3 ベースケースのマクロ経済の推計

	2000	2010	2020	2030	2040	2050
実質GDP成長率	1.12%	1.44%	1.50%	1.36%	1.01%	0.90%
名目GDP成長率	1.13%	2.34%	2.34%	2.28%	2.49%	3.38%
GDPデフレーター	0.01%	0.90%	0.81%	0.92%	1.48%	2.48%
長期金利	3.28%	1.56%	1.76%	2.02%	2.67%	4.38%
民間資本ストック(10億円)	595,348	769,326	931,025	1,088,428	1,244,531	1,400,240
民間貯蓄率	11.96%	8.59%	5.97%	5.19%	4.29%	3.55%
労働力人口(万人)	6,685	6,733	6,492	6,231	5,736	5,166
うち65歳以上	450	576	767	856	879	909
うち女性	2,716	2,775	2,676	2,561	2,332	2,087
一般政府貯蓄投資差額対GDP比率	-3.91%	-9.74%	-13.67%	-17.00%	-19.33%	-20.55%
一般政府長期債券残高(10億円)	288,569	548,005	883,115	1,415,329	2,301,934	3,537,391
対GDP比率	58.95%	105.77%	132.72%	166.82%	213.33%	249.23%
実質政府支出(10億円)	82,197	90,811	105,554	123,058	143,902	168,841
社会保障給付	58,111	91,742	127,634	153,299	178,043	225,599
年金給付	32,101	56,582	84,738	105,370	126,270	168,787
社会保障負担(10億円)	49,608	60,197	72,279	87,926	103,070	126,372
年金負担	30,604	38,471	48,712	62,880	77,250	98,651
厚生老齢年金受給者数(万人)	676	1,083	1,457	1,574	1,605	1,649

(注)それぞれ過去10年間の平均値。

④社会保障ブロック

SNA ベースでの一般政府等の構造に基づいて社会保障制度の給付・負担の様態を分析するブロックである。主として年金ブロック、医療保険、労働保険からなっており、政府消費支出、公的資本形成などの項目と、社会保障給付と負担などが統合的に説明されるように構成されている。

このうち特に財政ブロックでは、基本的に各種の裁量的な歳出項目が外生変数となって

おり、税収が与えられると、国債・地方債の発行額が決まる仕組みになっている。マクロモデルブロックでは、こうして財政ブロックにより決定された所得税や社会保障給付・負担が家計の所得面に関連することで可処分所得に反映され、これが需要面を決定することを通じてマクロ経済全体へインパクトを与える。また、財政ブロックの外生変数として与えられる一般政府の総固定資本形成と最終消費支出が、マクロモデルブロックの政府最終消費支出を定義する主要変数となっている。

一方、マクロモデルブロックにより決定される名目 GDP、名目民間最終消費、雇用者所得、営業余剰が、税収関数などを説明する変数としてリンクする仕組みとなっている。

2 被保険者の拡大、国庫負担の増額

①被保険者の拡大

労働供給減少を通じた影響のシミュレーション方法がポイントになる。すなわち、被保険者基準の変更が、既存のパートタイム労働者ないし第三号被保険者の労働供給にどの程度の抑制効果が発生するかは仮定である。本モデルではその点について内生性がされていないため、この変化を外生的に与える必要がある。

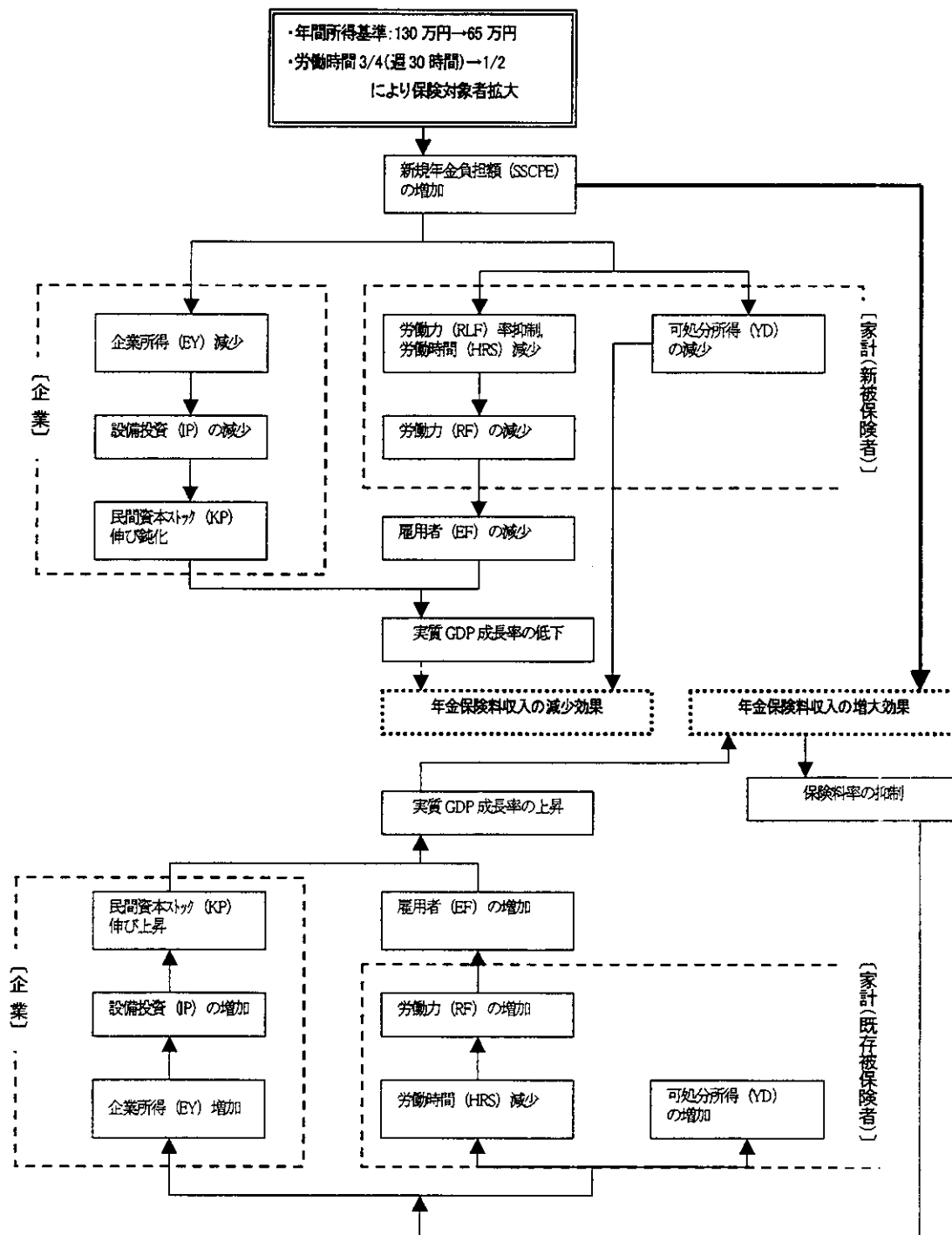
厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査報告」(1995)によると、女性パートタイム労働者のうち年収70万円未満の労働者は女性パートタイム労働者全体の10%程度で、9割程度の所得は70万以上である。この9割近い女性パートタイマーによる労働供給が65万円への引き下げによって少なからず影響を受けることになる。そこで、シミュレーションでは恣意性は強いものの、年収70万~100万円のパートタイム労働者(27%)が、年収基準の65万円への引き下げによって労働時間を減少させて年収65万円以下となるよう行動すると想定した。またその労働時間の減少度合いは、年収の減少率からそれぞれ単純計算した結果、女性パートタイマー全体のうちの7%であるとした。一方、総務省「労働力調査」によると、2002年に全就業者数6,330万人のうち臨時および日雇の女性雇用者は483万人(7.6%)であった。これらのデータから、2004年以降の生産関数への投入労働者数(EF)は0.5%($\equiv 7\% \times 7.6\%$)減少するとみなして推計することとした。

なお、これまで年収130万円以下だったパートタイマーで、今回の基準引き下げによりかえって労働を増加させる就労者も出てくると考えられるが、ここではその点について考慮しなかった。

また、この被保険者拡大によって直接的にもたらされる年金負担額(SSCPE)の増加分については、見込まれる被保険者増加人数にモデルにおいて内生化されている一人当たり年金負担額(NPPR+EPPR)を乗じて求めることとした。その際の被保険者増加人数については、上述の女性パートタイム労働者についての想定と同じように、年収130万円以上の女性パートタイマー比率(「パートタイム労働者総合実態調査報告」から38%)に女性臨時日雇就業者比率(「労働力調査」から7.6%)を乗じて得られる2.9%が増加見込み比率であると想定してシミュレーションを行った。こうした単純な仮定は適切でない可能性もあ

るが、その精緻化は今後の課題としたい。

図表10 保険対象者拡大による影響



②国庫負担の増額

ここでは、国庫負担増分により必要とされる財源調達額の推計が問題となる。

基礎年金の給付にかかる費用は、国民年金の基礎年金給付と厚生年金および共済組合の

基礎年金相当分の合計である。それが各年金勘定からの拠出金で賄われており、現行ではその拠出金の三分の一が国庫負担として各勘定の収入となっている。そのため、本シミュレーションの前提として厳密には、特別会計に対応する各勘定を再現してそれぞれの拠出金の推計値を産出して、国庫負担割合二分の一への引き上げに伴う国庫負担増分を計算する必要がある。しかし、こうした年金制度の複雑さを本経済モデルでは再現できていないために、将来の各年度における国庫負担増の金額を予測することができない。

そこで、今回は厚生労働省（2002）による国庫負担増分の見通しの結果を用いて推計してシミュレーションに用いた。すなわち、その推計額相当分について消費税（CTICP）、所得税（CTDI）、法人税（CTDCP）それぞれを増加させた場合のシミュレーションを実施した。こうした国庫負担増分の推計は不十分なものではあるが、今後年金制度をより忠実に再現するモデルの整備により国庫負担増の金額推計を図っていくものとする。

3 シミュレーション結果

シミュレーションのケース分け

【ケース1】 基準労働時間 3/4→1/2、基準年収 130 万円→65 万円で被保険者拡大

【ケース2】 国庫負担増分を消費税増税でまかなう（ケース1も想定）

【ケース3】 国庫負担増分を所得税増税でまかなう（ケース1も想定）

【ケース4】 国庫負担増分を法人税増税でまかなう（ケース1も想定）

以上についての結果は以下の通りである（図表1.1参照）。

【ケース1について】

ベースケースに比べて、実質 GDP 成長率が全期間を通じて高まっている。新規の被保険者による雇用抑制の効果がある一方で、全体としての保険料率が抑制される結果、既存の被保険者の実質賃金を増加させ、それが労働投入量を増大させて GDP 成長力を高める効果の方が大きく現れた結果であると考えられる。

また、物価は総じて上昇率が高まっており、また長期金利も高まる結果となっている。一般政府の貯蓄投資差額の対 GDP 比率はわずかながら低下している。民間貯蓄率も低下しているが、リカード中立原理によって長期政府債務残高の蓄積ペースの鈍化が貯蓄率を低下させた側面が大きいものと考えられる。

【ケース2について】

国庫負担増を消費税増税でまかなうケースである。この場合のシミュレーションでは、他のケースに比べて経済成長率ももっとも高まる結果となっている。ケース1について述べたように、トータルでみて家計の実質賃金が上昇し、さらに企業の雇用コストを抑制する効果が現れた結果である。ケース1に比べて GDP デフレーター上昇率、長期金利は高く、貯蓄率の低下幅も大きい。一般政府赤字の拡大ペースも低下している。

図表11 シミュレーション結果

(ケース1)							(ケース1)ベースケースとの乖離				
	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2010	2020	2030	2040	2050
実質GDP成長率	1.12%	1.45%	1.56%	1.44%	1.08%	0.99%	0.00%	0.06%	0.09%	0.08%	0.09%
GDPデフレーター	0.01%	0.91%	0.83%	0.99%	1.58%	2.59%	0.01%	0.03%	0.06%	0.10%	0.11%
長期金利	3.28%	1.60%	1.81%	2.08%	2.74%	4.43%	0.04%	0.05%	0.06%	0.07%	0.05%
民間貯蓄率	11.96%	8.57%	5.89%	5.11%	4.21%	3.46%	-0.02%	-0.08%	-0.08%	-0.09%	-0.09%
一般政府貯蓄投資差額対GDP比率	-3.91%	-9.65%	-13.12%	-15.21%	-16.54%	-15.22%	0.08%	0.54%	1.79%	2.79%	5.33%
年金給付(10億円)	32,101	56,751	85,513	106,421	128,035	171,002	169	775	1,051	1,766	2,215
年金負担(10億円)	30,604	38,650	49,424	63,984	79,002	101,024	180	712	1,104	1,753	2,373
(ケース2)							(ケース2)ベースケースとの乖離				
	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2010	2020	2030	2040	2050
実質GDP成長率	1.12%	1.47%	1.60%	1.51%	1.15%	1.05%	0.02%	0.10%	0.16%	0.15%	0.15%
GDPデフレーター	0.01%	1.18%	1.08%	1.28%	2.05%	3.37%	0.28%	0.28%	0.36%	0.57%	0.89%
長期金利	3.28%	1.61%	1.82%	2.09%	2.75%	4.45%	0.04%	0.06%	0.07%	0.08%	0.08%
民間貯蓄率	11.96%	8.50%	5.84%	5.07%	4.17%	3.43%	-0.09%	-0.13%	-0.12%	-0.12%	-0.12%
一般政府貯蓄投資差額対GDP比率	-3.91%	-9.49%	-12.91%	-14.96%	-16.27%	-14.96%	0.24%	0.76%	2.04%	3.06%	5.58%
年金給付(10億円)	32,101	57,320	86,370	107,488	129,319	172,716	738	1,632	2,118	3,049	3,929
年金負担(10億円)	30,604	39,038	49,919	64,626	79,794	102,036	567	1,207	1,745	2,544	3,385
(ケース3)							(ケース3)ベースケースとの乖離				
	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2010	2020	2030	2040	2050
実質GDP成長率	1.12%	1.45%	1.59%	1.49%	1.12%	1.02%	0.00%	0.09%	0.13%	0.11%	0.12%
GDPデフレーター	0.01%	1.09%	0.99%	1.18%	1.89%	3.10%	0.19%	0.19%	0.25%	0.41%	0.62%
長期金利	3.28%	1.60%	1.81%	2.09%	2.75%	4.44%	0.04%	0.06%	0.07%	0.07%	0.06%
民間貯蓄率	11.96%	8.57%	5.89%	5.11%	4.21%	3.46%	-0.02%	-0.08%	-0.08%	-0.09%	-0.09%
一般政府貯蓄投資差額対GDP比率	-3.91%	-9.60%	-13.06%	-15.14%	-16.46%	-15.14%	0.13%	0.61%	1.86%	2.87%	5.41%
年金給付(10億円)	32,101	57,149	86,111	107,166	128,931	172,199	567	1,373	1,796	2,662	3,412
年金負担(10億円)	30,604	38,921	49,770	64,433	79,556	101,732	451	1,058	1,552	2,306	3,081
(ケース4)							(ケース4)ベースケースとの乖離				
	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2010	2020	2030	2040	2050
実質GDP成長率	1.12%	1.44%	1.57%	1.45%	1.11%	1.01%	0.00%	0.07%	0.09%	0.10%	0.11%
GDPデフレーター	0.01%	1.07%	0.98%	1.16%	1.85%	3.04%	0.17%	0.17%	0.23%	0.37%	0.56%
長期金利	3.28%	1.60%	1.81%	2.08%	2.74%	4.43%	0.04%	0.05%	0.06%	0.07%	0.06%
民間貯蓄率	11.96%	8.57%	5.89%	5.11%	4.21%	3.46%	-0.02%	-0.08%	-0.08%	-0.09%	-0.09%
一般政府貯蓄投資差額対GDP比率	-3.91%	-9.65%	-13.12%	-15.21%	-16.54%	-15.22%	0.08%	0.54%	1.79%	2.79%	5.33%
年金給付(10億円)	32,101	56,977	85,853	106,845	128,545	171,683	395	1,115	1,475	2,275	2,895
年金負担(10億円)	30,604	38,808	49,626	64,246	79,325	101,437	338	914	1,365	2,076	2,786

(注)それぞれ過去10年間の平均値。

[ケース3について]

国庫負担増を所得税減税でまかなうケースである。ベースケースおよびケース1に比べて経済成長率は高まっているが、ケース2に比べるとその上昇幅が小さい。消費税という課税対象者が広い場合に比べて、労働所得税の増税は潜在成長率に対してより不利であることを示唆する結果となっている。すなわち、労働抑制効果が消費税に比べて大きいため、それが労働力の伸びを抑制することとなったものと考えられる。

[ケース4について]

さらに、法人税増税による場合には、ケース3よりも経済成長率の上昇幅が小さい。これは企業による設備投資が抑えられたために、資本蓄積ペースが低下して潜在成長力が低下したためである。その結果、いずれの指標についてもケース1とそれほど大きく変わっていない。

これらの結果から、実質経済成長率を高めて経済全体のパイを拡大するという立場から

は、今後の年金改革の選択肢として、第三号被保険者の縮小などによる被保険者の拡大、さらには国庫負担の増加は前向きに検討するに値するものと考えられよう。さらに、国庫負担増に伴う財源調達的手法としては、法人税や所得税の増税によるよりも、より資源配分に中立的である消費税を採用するのが望ましいことが示唆されている。

3. 社会保障制度が有配偶女性の就業行動に与える影響

— 研究サーベイ —

< 分担研究者 >

国立社会保障・人口問題研究所室長 大石 亜希子

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「社会保障負担のあり方に関する研究」

分担研究報告書

社会保障制度が有配偶女性の就業行動に与える影響

－研究サーベイ－

分担研究者 大石 亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究では、公的年金保険料など社会保障負担が人々の就業行動や引退行動に及ぼす影響を把握・分析する。平成 14 年度は、社会保障制度が有配偶女性の就業行動に与える影響に注目し、制度概観と既存研究サーベイを行った。その結果、いわゆる 103 万円の壁や被用者保険に加入する際の労働時間要件、第 3 号被保険者制度が有配偶女性の就業行動に有意な影響を及ぼしていることが示唆された。制度の影響を実証的に把握するには、本人及び夫の社会保険加入状況や所得、労働時間に関する情報を含むマイクロデータの利用が望まれる。

A 研究目的

本研究の目的は、公的年金保険料など社会保障負担が人々の就業行動や引退行動に及ぼす影響を把握・分析することにある。

- ・ 有配偶女性パートタイム労働者の労働時間の賃金弾力性は負値で、賃金が上昇すると労働時間を短縮する傾向にある。
- ・ 就業調整の方法としてはあえて低賃金労働を選択する方法と、労働時間を短くする方法の 2 通りが考えられるが、既存研究の結果では、労働時間で調整するケースのほうが一般的ようである。

B 研究方法

平成 14 年度は、社会保障制度が有配偶女性の就業行動に与える影響に注目し、制度概観と既存研究サーベイを行った。

D 考察

既存研究にまつわる最大の問題点は、夫の属性が妻の労働供給に及ぼす影響を把握していないことである。これは主な既存研究のデータソースとなっている『パートタイム労働者総合実態調査』が世帯情報をほとんど含んでいないため、夫の公的年金上の地位や夫の所得水準など、家計単位での労働供給の意志決定に大きな影響を及ぼ

C 研究結果

既存研究における主な論点は以下の通り。

- ・ 有配偶女性労働者の年収分布は、103 万円ですパイクをもち、特に夫が大企業や官公庁に勤務する場合に顕著である。これは社会保障制度や所得税制のほかに、企業における配偶者手当の影響が強いとみられる。

すとみられる変数が欠けている。従って、これらの情報を含めた形での実証分析が必要である。

E 結論

これまでの研究成果では、有配偶女性の就業行動には、税制や社会保障制度が大きな影響を及ぼしている。現在、パートタイム労働者への社会保険適用の拡大が議論されているが、実施された場合にパート賃金や労働時間にどのような影響が生じるか、夫の情報を含めた形での実証分析が必要である。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障負担のあり方に関する研究」

社会保障制度が有配偶女性の就業行動に与える影響

— 研究サーベイ —

大石亜希子
国立社会保障・人口問題研究所

平成15（2003）年3月31日

1. 問題意識

税制や社会保障制度が有配偶女性の労働供給に大きな影響を与えていることは、これまで多くの研究で指摘されてきた。妻の労働時間が長くなったり、年収が増加したりすると、世帯ベースで税金や社会保険料負担が増加したり、夫に支給されていた配偶者手当がうち切られたりするため、かえって世帯の手取り所得が低下する現象が生じる。このため有配偶女性は本格的な就業をするよりも一定範囲内の就業にとどめようとする傾向が強いといわれている。

今回の年金制度改正に向けて、政府は短時間労働者への厚生年金適用拡大を図るため、厚生年金加入に必要な年収要件や労働時間要件の見直しを検討している。そのインパクトを予測するための準備作業として、本稿では有配偶女性労働と税制・社会保障制度との関わりについて現在の制度を整理して概観し、既存研究サーベイを行う。

2. 女性の就業と公的年金加入状況の現状

はじめに、女性の就業状況と公的年金加入状況について、近年の動向を把握しよう。

景気低迷が続くなかで、女性の就業状況は変わりつつある。減少する男性雇用者と対照的に女性雇用者数は増加しており、雇用者総数に占める女性の割合は4割に達した（平成13年）。ただし女性雇用者のうち正規雇用者の比率は52%と、過去10年間に10%ポイント以上低下している。代わって増加しているのがパートタイマーや嘱託、派遣社員といった、いわゆる非正規雇用である。

表 女性の就業状況と公的年金加入状況の変化（平成8年～平成12年）

(%ポイント差)

	総数	国民年金	厚生年金共済年金		厚生年金共済年金	
		(1号)	(2号)	(2号)	(3号)	(3号)
総数	0.0	-0.7	1.6	0.0	1.6	-2.5
仕事あり	1.8	-2.1	1.7	0.1	2.5	-0.3
自営業主	-0.7	-0.4	0.0	0.0	-0.2	-0.1
雇い人あり	0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雇い人なし	-0.7	-0.4	-0.0	0.0	-0.2	-0.1
家族従業者	-2.5	-2.7	0.2	0.0	0.0	-0.1
会社・団体等役員	-0.1	-0.1	-0.0	0.0	0.0	-0.0
一般常用雇用者	3.3	0.6	1.1	0.1	1.5	-0.0
うち企業規模1～4人	0.0	-0.2	0.1	0.0	0.1	0.0
5～29人	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.0
30～99人	1.1	0.2	0.3	0.0	0.6	-0.0
100～499人	1.0	0.2	0.6	-0.1	0.3	0.0
500～999人	0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0	-0.0
1000人以上	-0.0	-0.0	-0.1	0.0	0.1	-0.0
1月以上1年未満の雇用者	3.2	1.0	0.5	0.1	1.5	0.1
日々契約雇用者	-0.3	-0.1	-0.0	-0.0	-0.1	-0.0
家庭内職者	-1.1	-0.3	-0.0	-0.0	-0.6	-0.2
その他	-0.1	-0.0	-0.2	-0.1	0.3	-0.0
仕事なし	-1.8	1.4	-0.1	-0.0	-0.9	-2.3

(注) 20～59歳の女性について、全体に占める各セルのシェア変動を表示したもの。

(資料) 厚生労働省『国民生活基礎調査』平成8年、10年。

表は、非正規雇用の増加を女性の公的年金加入状況から把握したものである。マイナス成長に陥り、雇用情勢が急速に悪化した平成8年から近年までの変化をみると、①「仕事なし」第3号被保険者の減少、②「仕事あり」第3号被保険者の増加、なかでも1年以上1年未満の非正規雇用とみられる就業形態での増加、③1年以上1年未満の非正規雇用とみられる就業形態で働く第1号被保険者の増加、が顕著である。

すなわち、主婦はますます非正規雇用者として働く傾向を強めており、第3号被保険者といえども仕事を持たない全くの専業主婦は少なくなっている。その一方で、企業の人員削減や採用抑制を受けてパートやアルバイトとして働きながら国民年金に加入する女性が増加している。ただし彼女ら自身の年金は基礎年金（国民年金）だけであり、働いた実績が自らの老後保障の充実に結びつかないのは問題といえよう。

3. 制度概観

有配偶女性の就業に関わる重要な諸制度としてまず、(1)所得税制、(2)年金保険、(3)健康保険、(4)雇用保険、(5)法定労働時間が考えられる。それぞれの制度を概観すると以下のようになる。

(1) 所得税制

配偶者控除・配偶者特別控除の制度概要と就業調整の現状については、樋口ほか(2001)が詳しい。1987年に配偶者特別控除が創設されたことにより、いわゆる逆転現象はなくなった。しかしながら「103万円の壁」は実際上存在しないにもかかわらず、依然として女性パートタイム労働者の多くは就業調整を行っていることがさまざまなデータから示唆されている¹。この理由として樋口ほか(2001)は、①企業の配偶者手当の適用所得限度額が配偶者控除に合わせて設定されていることが多い、②年収103万円を超えると妻本人に税負担が発生する、③配偶者特別控除制度があるとはいえ、実効限界税率がこの近辺の所得水準で大きく上昇する、ことを指摘している。

(2) 年金保険

有配偶女性の公的年金加入状況は、本人の労働時間と年収、そして夫の加入する年金保険の種類によって異なる。

第1に、労働時間要件である。パートタイム労働者など正規従業員でない労働者であっても、その労働時間が同一事業所の常用労働者のおおむね4分の3以上に達する場合は、年収や夫の加入する年金保険の種類に関わりなく厚生年金に加入し、所得に対して定率の保険料を負担することになる。

第2に、労働時間が常用労働者の4分の3未満の場合であっても、年収が130万円を超える場合は国民年金の第1号被保険者となり、定額の保険料を負担することとなる。

¹ たとえば厚生労働省（旧労働省）『パートタイム労働者総合実態調査報告』（平成7年）など。

第3に、労働時間が常用労働者の4分の3未満であり、かつ、年収が130万円未満である場合、夫が厚生年金や共済年金など被用者年金の加入者である場合には国民年金の第3号被保険者となり妻に保険料負担が求められることはないが、夫が国民年金の第1号被保険者であったり、被保険者の地位をはずれたりしている場合は、妻は国民年金の第1号被保険者となり、定額の保険料を負担しなくてはならない。

(3) 健康保険

健康保険についても年金保険と基本的に同様の労働時間要件と所得要件がある。

(4) 雇用保険

雇用保険に加入するためには、3つの要件すべてを満たす必要がある。すなわち、①週所定労働時間が20時間以上、②年収90万円以上が見込まれる、③1年以上雇用される見込みがある——ことである。さらに、週所定労働時間が30時間未満なら雇用保険の短時間被保険者となるが、30時間以上の場合は一般被保険者となる。

(5) 法定労働時間

戦後ながらく続いてきた週48時間制から週40時間制への移行は段階的に進められた。その推移を示すと以下ようになる。

	1988.4	1990.4	1994.4	1997.4	2001.4.1
原則	48/w	→ 46/w	→ 44/w	→ 40/w	
猶予事業	48/w	→ 46/w	→ 44/w	→ 40/w	
特例事業場	48/w	→ 46/w			→ 44/w

事業所によって法定労働時間にはかなりの違いがあり、現在の法定労働時間が40時間であっても特例措置対象事業場では週44時間労働となる²。したがって、社会保険加入の際に「常用労働者の4分の3以上」とされる労働時間要件も、勤め先が通常の実業場である場合には30時間（40時間×3/4=30）となるが、特例措置対象事業場である場合には33時間（44時間×3/4=33）となる。特例措置対象事業場はとくにパートタイマーなど非正規従業員の比率が高いとみられ、これらの事業場の法定労働時間がパートの社会保険加入に影響することには注意が必要である。

4. 仮説

これまでみたような制度的な条件は、家計の実効限界税率の変化を通じて有配偶女性の労働供給にさまざまな影響を及ぼすとみられる。妻の収入に応じて家計の実効限界税率（社

² 特例措置対象事業場とは、常時10人未満の労働者を使用する商業、映画演劇業、保健衛生業、接客業を指す。